

第5回
美方町・村岡町・香住町合併協議会

会 議 資 料

平成16年2月24日(火)

美方町・村岡町・香住町合併協議会

第5回美方町・村岡町・香住町合併協議会会議次第

と き：平成16年2月24日(火)

ところ：村岡町老人福祉センター

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議の成立

4 会議録署名委員の指名

5 議 題

(1) 報告事項

- 報告第16号 第4回新町の事務所の位置等検討小委員会について
報告第17号 第2回及び第3回議会の議員及び農業委員会の任期等
検討小委員会について
報告第18号 第2回及び第3回新町まちづくり計画検討小委員会に
ついて

(2) 協議事項

- 協議第22号 一部事務組合等の取扱い(その1)について
協議第23号 公共的団体等の取扱いについて
協議第24号 消防団の取扱いについて

6 その他

第6回協議会の開催について

(1) 日 時 平成16年3月10日(水) 13:30~

(2) 場 所 香住町文化会館

(3) 協議事項(予定)

- 協議第25号 一般職の職員の身分の取扱いについて
協議第26号 特別職の身分の取扱いについて
協議第27号 地方税の取扱いについて
協議第28号 使用料、手数料等の取扱いについて
協議第29号 補助金、交付金等の取扱いについて
協議第30号 平成15年度美方町・村岡町・香住町合併協議会
補正予算(第1号)について
協議第31号 平成16年度美方町・村岡町・香住町合併協議会
予算について
協議第11号(継続)新町の名称について

第7回協議会の開催について

(1)日 時 平成16年4月14日(水) 13:30~

(2)場 所 美方町総合センター

7 閉 会

会 議 資 料

資 料 索 引

報告第16号	第4回新町の事務所の位置等検討小委員会について	P 1 ~ P 3
報告第17号	第2回及び第3回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会について	P 4 ~ P 6
報告第18号	第2回及び第3回新町まちづくり計画検討小委員会について	P 7 ~ P 11
協議第22号	一部事務組合等の取扱い(その1)について	P 12 ~ P 15
協議第23号	公共的団体等の取扱いについて	P 16 ~ P 18
協議第24号	消防団の取扱いについて	P 19 ~ P 22

報告第16号

第4回新町の事務所の位置等検討小委員会について

第4回新町の事務所の位置等検討小委員会について報告する。

平成16年2月24日報告

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩 槻 健

第4回新町の事務所の位置等検討小委員会について

第4回新町の事務所の位置等検討小委員会について、同小委員会委員長から別紙のとおり報告があったので報告する。

平成 年 月 日承認

平成16年2月17日

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健 様

新町の事務所の位置等検討小委員会
委員長 藤原 久 嗣

第4回新町の事務所の位置等検討小委員会の報告について

第4回新町の事務所の位置等検討小委員会を2月16日に開催したので、美方町・村岡町・香住町合併協議会小委員会設置規程第6条の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

報告事項

1. 第4回新町の事務所の位置等検討小委員会

(1) 出席者

14名

(2) 協議事項

庁舎機能のあり方について

(3) 協議経過

当小委員会での意見や第4回合併協議会における意見交換を踏まえて、庁舎機能のあり方について小委員会としての方向性を次のとおりまとめた。

支所機能について

合併後も住民サービスを維持し、各地域の特色ある発展をめざす必要があることから、住民と関係の深い行政分野については、極力、現地で対応できるよう、実質的には「大きな支所」方式とした業務体制とする。

具体的な業務内容、人員規模、支所長権限については、今後、事務局案をもとに検討することとするが、職員については当然のことながら、効率的な配置に努めていくこととする。

支所の呼称については、地域振興機能等を表すのにふさわしい名称を検討する。

庁舎機能の方式について

1 本庁 2 支所方式とするが、本庁機能のうち特に地域性の強い業務については、本庁以外の庁舎に本庁機能の一部を分散配置する。

この場合の基本は、先進例のような一つの分野のすべての業務にとらわれることなく、必要な部署を分散配置していく方式をとることとする。

3 町の場合、特に産業分野においてその必要性が高いが、その他の分野においても今後検討を行う。

本庁機能の一部を他の庁舎に配置することについては、合併のスタート時には必要であるが、これを恒久的なものにするのか、暫定的なものにするのかは、合併後の首長、議会、住民の判断に委ねることとする。

今後の協議について

このまとめを第 5 回合併協議会（2 月 2 4 日）に報告し、庁舎機能の基本的な考え方について確認をいただき、次回からは、本庁舎（事務所）の位置について検討を行うこととする。

報告第17号

第2回及び第3回議会の議員及び農業委員会の委員の
任期等検討小委員会について

第2回及び第3回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会
について報告する。

平成16年2月24日報告

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩 槻 健

第2回及び第3回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会
について

第2回及び第3回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員
会について、同小委員会委員長から別紙のとおり報告があったので報告す
る。

平成 年 月 日承認

平成16年2月13日

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健 様

議会の議員及び農業委員会の委員の
任期等検討小委員会
委員長 石垣 健 三

第2回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討
小委員会の報告について

第2回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会を2月12日に開催したので、美方町・村岡町・香住町合併協議会小委員会設置規程第6条の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1. 報告事項

(1) 出席者

13名

(2) 協議事項について

- 1) 議会の議員の任期等の取扱いについて
- 2) 農業委員会の委員の任期等の取扱いについて

(3) 協議経過

1) 議会の議員の任期等の取扱いについて

事務局から、3町の現状と他地域の状況、関連法律、合併特例の説明を受けた後、質疑、意見交換を行った。

委員から、合併効果を十分に発揮するための観点、また、住民の意見を十分に反映するための観点から意見が出された。

また、合併後の議会のあり方は、地域審議会との関連性が非常に強く、一体的に検討すべきとの意見が多かった。

第3回（平成16年2月20日）小委員会で、引き続き協議することとし、第4回（平成16年3月13日）の小委員会で、各町の議会の考えを把握するため、議会議長から議会の意向を聞くこととした。

2）農業委員会の委員の任期等の取扱いについて

事務局から、3町の現状と他地域の状況、関連法律、合併特例の説明を受けた後、質疑、意見交換を行った。

委員から、選挙区の取扱い、委員報酬等の質疑があり、事務局から説明がなされた。

第3回（平成16年2月20日）小委員会で、各町の農業委員会の考え方を把握するため、農業委員会会長から農業委員会の意向を聞くこととした。

報告第18号

第2回及び第3回新町まちづくり計画検討小委員会について

第2回及び第3回新町まちづくり計画検討小委員会について報告する。

平成16年2月24日報告

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩 槻 健

第2回及び第3回新町まちづくり計画検討小委員会について

第2回及び第3回新町まちづくり計画検討小委員会について、同小委員会委員長から別紙のとおり報告があったので報告する。

平成 年 月 日承認

平成16年2月2日

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健 様

新町まちづくり計画検討小委員会
委員長 井上 一郎

第2回新町まちづくり計画検討小委員会の報告について

第2回新町まちづくり計画検討小委員会を1月30日に開催したので、美方町・村岡町・香住町合併協議会小委員会設置規程第6条の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1. 報告事項

(1) 出席者

20名

(2) 協議事項

- 1) 基本的な条件について
- 2) 地域の現状と課題について
- 3) 新町まちづくりの基本方針について(その1)

(3) 協議経過

- 1) 基本的な条件においては合併の必要性和計画の策定方針について、事務局の検討素案をもとに協議し、意見等を踏まえて一部修正、追加を行うこととし、次回にこれらを整理した内容について継続して協議することとした。
- 2) 地域の現状と課題においては、定住人口、産業、生活基盤と都市基盤、自然環境の保全、地域づくりへの住民の参画・協働、行財政の6つの視点から現状分析と課題について、事務局の検討素案をもとに協議し、意見等を踏まえて、一部修正、追加を行うこととし、次回にこれらを整理した内容について継続して協議することとした。

3) 新町まちづくりの基本方針においては、事務局の検討素案をもとにまちづくりの理念を協議し、意見等を踏まえて、一部修正、追加を行うこととし、次回にこれらを整理した内容について継続して協議することとした。

平成16年2月19日

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩 槻 健 様

新町まちづくり計画検討小委員会
委員長 井 上 一 郎

第3回新町まちづくり計画検討小委員会の報告について

第3回新町まちづくり計画検討小委員会を2月18日に開催したので、美方町・村岡町・香住町合併協議会小委員会設置規程第6条の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

2. 報告事項

(1) 出席者

20名

(2) 協議事項

- 1) 基本的な条件について(継続)
- 2) 地域の現状と課題について(継続)
- 3) 新町まちづくりの基本方針について(その1)(継続)
- 4) 新町まちづくりの基本方針について(その2)

(3) 協議経過

- 1) 基本的な条件においては合併の必要性、計画の策定方針について、第2回小委員会の意見をもとに、修正、追加を行い別添のとおりとすることを確認した。
- 2) 地域の現状と課題においては、第2回小委員会の意見をもとに、修正、追加の内容を協議し、確認がなされたが、質問がなされた個所については一部修正を行うこととし、次回にこれらを整理した内容について報告することとした。

3) 新町まちづくりの基本方針(その1)においては、まちづくりの理念について、第2回小委員会の意見をもとに修正、追加を行い、また、第2回小委員会で協議未了となっていた新町の将来像と将来像実現のための基本方針については、協議の結果、以下のとおりとすることを確認した。

[まちづくりの理念]

人と自然を大切にした参画と共生のまちづくり

安全・安心な生活環境を育むまちづくり

地域の豊かな資源を活かし、活力あふれるまちづくり

連携・交流を促進し、魅力ある地域社会を創造するまちづくり

[将来像]

「美しい山・川・海 人が躍動する 交流と共生のまち」

[将来像実現のための基本方針]

自律と参画・協働、連携と交流の推進

教育・文化の充実・創造

保健・医療・福祉の充実・連携

産業振興と雇用確保

都市基盤の整備・充実

生活環境の整備・充実

自然環境の保全・活用

行財政基盤の強化

4) 新町まちづくりの基本方針(その2)においては、目標人口の設定、地域振興拠点機能強化について協議した。

地域振興拠点機能強化については、「3町における役割分担の観点からの考え方を入れることが必要である。」などの意見があり、継続して協議することとした。

協議第 2 2 号

一部事務組合等の取扱い（その 1）について

一部事務組合等の取扱い（その 1）について提出する。

平成 1 6 年 2 月 2 4 日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会

会 長 岩 槻 健

協定項目	2 - (6)	一部事務組合等の取扱い
<p>1 矢田川流域衛生一部事務組合の取扱いについては、合併の日の前日をもって解散する。その業務、職員、財産及び債務については、すべて新町に引き継ぐ。</p> <p>2 美方町、村岡町及び香住町は、合併の日の前日をもって但馬広域行政事務組合、兵庫県町議会議員公務災害補償組合、兵庫県町土地開発公社及び兵庫県町交通災害共済組合から脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。</p> <p>3 美方町、村岡町、香住町及び矢田川流域衛生一部事務組合は、合併の日の前日をもって但馬公平委員会及び兵庫県市町村職員退職手当組合から脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。</p>		

平成 年 月 日確認・継続協議

参 考 資 料

協議項目	一部事務組合等の取扱い(その1)	協議細目	
課題・問題点	合併する各町の法人格が消滅するため現在加入する一部事務組合等の取扱いを事前に決定する必要がある。		
一部事務組合等の加入状況	組合名	構成市町	事務内容
	矢田川流域衛生一部事務組合	美方町、村岡町、香住町	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理施設の設置、維持管理、し尿の収集、運搬及び処分 ・ゴミ処理施設、最終処分場の設置、維持管理、ゴミの処分 ・浄化槽等の保守点検及び清掃
	但馬公平委員会	但馬地域全市町、一部事務組合	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する措置の要求の審査、判定
	但馬広域行政事務組合	但馬地域全市町	<ul style="list-style-type: none"> ・但馬ふるさと市町村圏計画の策定、実施 ・但馬地方拠点都市地域基本計画の策定、実施 ・ふるさと市町村圏基金の設置管理 ・地域振興事業
	兵庫県市町村職員退職手当組合	兵庫県全町、一部の市、一部事務組合	<ul style="list-style-type: none"> ・退職手当の支給
	兵庫県町議会議員公務災害補償組合	兵庫県全町	<ul style="list-style-type: none"> ・町議会議員の公務災害補償
	兵庫県町土地開発公社	兵庫県全町(淡路除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共用地等の取得、造成、管理、処分等
	兵庫県町交通災害共済組合	兵庫県全町、篠山市	<ul style="list-style-type: none"> ・交通災害共済
参考法令	<p>美方広域消防事務組合、美方郡広域事務組合、北但行政事務組合、公立八鹿病院組合、北但広域行政協議会については一部事務組合等の取扱い(その2)で協議する。</p> <p>一部事務組合等の取り扱いに関する法令 地方自治法(昭和22年法律第67号) (機関等の共同設置)</p> <p>第252条の7 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員、同条第3項に規定する附属機関、普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の事務を補助する吏員、書記その他の職員又は第174条第1項に規定する専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りではない。</p> <p>2 前項の規定による執行機関、附属機関若しくは職員を共同設置する普通地方公共団体の数を増減し、若しくはこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置に関する規約を変更し、又はこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置を廃しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。</p> <p>3 省略</p>		

参 考 資 料

協議項目	一部事務組合等の取扱い(その1)	協議細目	
参考法令	<p>(組合の種類及び設置)</p> <p>第284条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。</p> <p>2 普通地方公共団体及び特別区は、第6条の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。</p> <p>3～6 省略</p> <p>(組織、事務及び規約の変更)</p> <p>第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県に加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りではない。</p> <p>2 省略</p> <p>(解散)</p> <p>第288条 一部事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第284条第2項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。</p> <p>(財産処分)</p> <p>第289条 第286条又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)</p> <p>(一部事務組合等に関する特例)</p> <p>第9条の2 市町村の合併によりその区域の全部が新たに設置される合併市町村の区域の一部となり、又はその区域の全部が他の合併関係市町村(以下この項において「編入をする市町村」という。)に編入される合併関係市町村のうち地方自治法第284条第2項又は第3項の規定により合併関係市町村以外の一の地方公共団体(以下この項において「他の地方公共団体」という。)と一部事務組合又は広域連合(これらのうち当該編入をする市町村の加入していないものに限る。)を組織しているものがある場合においては、当該一部事務組合又は当該広域連合は、すべての合併関係市町村及び当該他の地方公共団体の協議により、当該一部事務組合もしくは当該広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し若しくは共同処理し若しくは処理する事務を変更し、又は当該一部事務組合若しくは当該広域連合の規約を変更して、市町村の合併の日において当該一部事務組合又は広域連合とすることができる。この場合においては、同法第286条第1項本文又は第291条の3第1項の本文規定の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 地方自治法第290条又は第291条の3第2項、第5項及び第6項並びに第291条の11並びに第293条第1項の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)</p> <p>(設立)</p> <p>第10条 地方公共団体は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるため、単独で又は他の地方公共団体と共同して、土地開発公社を設立することができる。</p>		

参 考 資 料

協議項目	一部事務組合等の取扱い(その1)	協議細目	
先進事例	新市町名	調 整 内 容	
	養父市	<p>1 養父郡広域事務組合については、合併の日の前日をもって解散する。その業務、職員、財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐ</p> <p>2 他の一部事務組合については、合併の日の前日を持って脱退し、新市において合併の日に当該一部事務組合に加入する。</p> <p>3 兵庫県市町村職員退職手当組合、兵庫県交通災害共済組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。</p> <p>4 兵庫県町議会議員公務災害補償組合については、合併の日の前日をもって脱退し新市において対応する。</p> <p>5 地方自治法の規定による協議会等については、法令に基づき所定の手続きを行なう。</p>	
	朝来市	<p>1 朝来郡広域行政事務組合は、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務、財産及び債務を新市に引き継ぐ。</p> <p>2 南但広域行政事務組合、南但老人ホーム一部事務組合、但馬広域行政事務組合、公立豊岡病院組合及び兵庫県町交通災害共済組合については、4町は合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合へ加入する。</p> <p>3 兵庫県市町村職員退職手当組合及び但馬公平委員会については、4町及び朝来郡広域行政事務組合は合併の日の前日をもって当該組合等から脱退し、新市において合併の日に当該組合等へ加入する。</p> <p>4 兵庫県町議会議員公務災害補償組合及び兵庫県町土地開発公社については、4町は合併の日の前日をもって当該組合等から脱退する。なお、当該組合等で処理している事務の取り扱いについては、合併時まで調整する。</p>	
丹波市	<p>1 丹波少年自然の家事務組合、氷上多可衛生事務組合、兵庫県市町村職員退職手当組合、地方公務員災害補償基金兵庫県支部、兵庫県町職員互助会については、6町及び関係広域行政事務組合は合併の日の前日を持って当該組合等を脱退し、新市において合併の日に当該組合等に加入する。</p> <p>2 兵庫県町議会議員公務災害補償組合については、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新市において制度を確立する。</p> <p>3 兵庫県町土地開発公社については、合併の日の前日をもって当該公社を脱退する。</p> <p>4 兵庫県町交通災害共済組合については、合併の日の前日をもって当該組合を脱退する。</p> <p>5 篠山市清掃センター運営協議会については、合併の日の前日をもって規約を廃止し、合併の日に新市において、現行規約の内容により新たに規約を定める。</p> <p>6 公平委員会、情報公開審査会の事務については、合併の日の前日をもって規約を廃止し、合併の日に新市において、新たに規約を定める。</p>		

協議第 2 3 号

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 2 月 2 4 日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会

会 長 岩 槻 健

協定項目	3 - (5)	公共的団体等の取扱い
<p>公共的団体等については、新町の一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、統合又は再編にむけた調整に努める。</p> <p>(1) 美方町、村岡町及び香住町に共通する団体又は共通の目的をもった団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。なお、統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。</p> <p>(2) 独自の目的をもった団体については、原則として、現行のとおりとする。</p>		

平成 年 月 日確認・継続協議

参 考 資 料

協議項目	公共的団体等の取扱い	協議細目	
現行各町の公共的団体等			公共的団体等の名称
	総務部門		区長会
	福祉厚生部門		老人クラブ連合会、社会福祉協議会、遺族会、いずみ会、婦人共励会 等
	産業建設水道部門		商工会、観光協会、杜氏組合 等
	教育部門		婦人会、体育協会、文化協会、PTA協議会、子ども会育成連絡協議会 等
参考法令	<p>「公共的団体等」とは、農協、漁協、生協、商工会議所等の産業経済団体、老人ホーム、育児院、赤十字社等の厚生社会事業団、青年団、婦人会、教育会等の文化事業団体等いやしくも公共的な活動を営むものすべてこれに含まれる、法人たると否とは問わない。 (昭24.2.7行政実例)</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号) (公共的団体等の監督)</p> <p>第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。(第2項~第4項 省略)</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律(抜粋) 第16条 略</p> <p>8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。</p>		

参 考 資 料

協議項目	公共的団体等の取扱い	協議細目	
先進事例	新市町名	調 整 内 容	
	養父市	<p>区長会等公共的団体については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合又は再編調整に努める。</p> <p>1, 各町共通団体</p> <p>(1) 新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p>(2) 郡単位の上部組織を有する団体については、合併時に郡組織を新市組織へ円滑に移行できるよう調整に努める。</p> <p>(3) 国、県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。</p> <p>(4) 統合に時間を要する団体については、将来性の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。</p> <p>2, 各町独自の団体</p> <p>(1) 原則として、現行どおりとする。</p>	
	朝来市	<p>公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの団体の事情を尊重しながら、次のとおり統合に向けた調整に努めるものとする。</p> <p>(1) 4町に共通する団体又は共通の目的をもった団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。なお、統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。</p> <p>(2) 独自の目的をもった団体については、原則として、現行のとおりとする。</p>	
	丹波市	<p>公共的団体等の取扱いについては、新市として速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努める。</p> <p>(1) 各町共通の団体</p> <p>ア. 新市として一体性を保つため、出来る限り合併時に統合を図る。</p> <p>イ. 郡単位の上部組織のある団体については、合併時に新市組織に円滑に移行できるよう調整に努める。</p> <p>ウ. 国県等の指導に基づき設置された団体については、関係機関の指導・助言をもとにそのあり方について協議する。</p> <p>エ. 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるように調整に努める。</p> <p>(2) 各町独自の団体</p> <p>各団体の設立経緯から判断し、原則として現行のとおりとする。</p>	

協議第 2 4 号

消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 2 月 2 4 日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会 長 岩 槻 健

協定項目	3 - (1 1)	消防団の取扱い
<p>1 消防団は、合併時に 1 消防団に再編する。</p> <p>2 団員はそのまま新町へ引き継ぎ、現員数を基本として定数を定める。</p> <p>3 報酬及び出動手当等は、現行における 3 町の支給総額を上回らない範囲内において調整する。</p>		

平成 年 月 日確認・継続協議

参 考 資 料

協議項目	消防団の取扱い										協議細目																			
現行各町の消防団	美方町消防団										村岡町消防団										香住町消防団									
		団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計		団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計			団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計		
	本 部	1	2	4	2			2	11	本 部		1	3		1	1	6	12	本 部		1	3	7					11		
	神水分団			1	1	2	2	9	15	村岡特設第1分団				1	1	1	1	8	12	特設分団				1	1	2	4	20	28	
	大城特設分団			1	1	2	2	19	25	村岡特設第2分団				1	1	1	1	8	12	第1部						1	2	10	13	
	秋岡特設分団			1	1	2	2	19	25	福岡特設分団				1	1	1	1	14	18		第2部						1	2	10	13
	神場分団			1	1	1	1	6	10	味取・原特設分団				1	1	1	1	14	18	香住第1分団				1	1	2	4	28	36	
	広井分団			1	1	1	1	4	8	第1分団				1	1	4	5	17	28	第1部						1	2	9	12	
	水間分団			1	1	1	1	6	10	村岡・鹿田部					1	2		3	第2部							1	2	19	22	
	野間谷分団			1	1	1	1	7	11		用野部					1	1		2	香住第2分団				1	1	2	4	35	43	
	実山分団			1	1	1	1	6	10		大糠部					1	1		2	第1部						1	2	17	20	
	平野分団			1	1	1	1	7	11		光陽部					1	1		2		第2部						1	2	18	21
	芽野分団			1	1	1	1	14	18	第2分団				1	1	3	4	23	32	香住第3分団				1	1	3	6	31	42	
	新屋分団			1	1	2	2	14	20	相田・神坂部					1	2		3	第1部						1	2	9	12		
	東垣鍛冶屋分団			1	1	2	2	14	20		萩山部					1	1			2	第2部						1	2	8	11
	佐坊分団			1	1	1	1	9	13		板仕野部					1	1			2	第3部						1	2	14	17
	貫田分団			1	1	2	2	14	20	第3分団				1	1	3	4	26	35	香住第4分団				1	1	3	6	28	39	
	忠宮分団			1	1	1	1	10	14	高井・寺河内					1	2		3	第1部						1	2	12	15		
	石寺分団			1	1	1	1	8	12		耀山部					1	1			2	第2部						1	2	8	11
	合 計	1	2	20	18	22	22	168	253		市原部					1	1			2	第3部						1	2	8	11
									第4分団				1	1	3	3	16	24	香住第5分団				1	1	2	4	19	27		
									八井谷部					1	1		2	第1部						1	2	6	9			
										大野部					1	1			2	第2部						1	2	13	16	
										黒田部					1	1		2	余部分団				1	1	5	10	43	60		
									第5分団				1	1	2	3	20	27	第1部						1	2	9	12		
									口大谷・中大谷部					1	2		3	第2部							1	2	11	14		
										大笹部					1	1		2		第3部						1	2	8	11	

参 考 資 料

協議項目	消防団の取扱い	協議細目																				
現行各町の消防団 (つづき)			村岡町消防団										香住町消防団									
				団 長	副団 長	分団 長	副分 団長	部 長	班 長	団 員	計		団 長	副団 長	分団 長	副分 団長	部 長	班 長	団 員	計		
			第 6 分 団			1	1	3	4	17	26						1	2	7	10		
			高坂部					1	1		2						1	2	8	11		
			池ヶ平部					1	1		2						1	2	3	49		
			和池・森脇部					1	2		3						1	2	12	15		
			第 7 分 団			1	1	3	3	17	25						1	2	18	21		
			宿部					1	1		2						1	2	8	11		
			日影部					1	1		2						1	2	13	16		
			作山部					1	1		2						1	2	10	13		
			第 8 分 団			1	1	2	3	18	25						1	2	7	10		
			入江・和田・小城部					1	2		3						1	2	10	13		
			長板部					1	1		2						1	2	7	10		
			第 9 分 団			1	1	2	2	14	20						1	1	4	8		
			熊波部					1	1		2						1	2	9	12		
			柵岡部					1	1		2						1	2	7	10		
			第 1 0 分 団			1	1	4	4	20	30						1	2	7	10		
			川会部					1	1		2						1	2	13	16		
			和佐父部					1	1		2						1	2	6	9		
			丸味部					1	1		2						1	2	8	11		
			高津部					1	1		2						1	2	11	14		
			第 1 1 分 団			1	1	4	4	19	29						1	2	7	10		
			長須部					1	1		2						1	2	7	10		
			長瀬部					1	1		2						1	2	11	14		
			山田部					1	1		2						1	2	7	10		
			境部					1	1		2						1	2	7	10		
			合 計		1	3	15	15	38	44	257	373		1	3	20	13					

参 考 資 料

協議項目	消防団の取扱い	協議細目	
先進事例	新市町名	調 整 内 容	
	養父市	新市消防団として、組織・報酬等統一の方向で合併時まで調整する。	
	朝来市	1. 消防団は、合併時に統合し新市に引き継ぐ。出動指令体制は、合併時に統合する。 2. 組織及び定数は、当面現行のとおりとし、新市において組織検討委員会を設置し、適正な組織体制に再編する。 3. 任用は、合併時に生野町、山東町の制度に統合する。役員の任期は、組織機構の再編にあわせて再編する。 4. 報酬及び手当は、現行支給額をもとに類似団体の状況を参考に合併時に再編する。 5. 消防機庫及び車両は、組織機構の再編にあわせて再編する。なお、消防サイレンは新市に引き継ぎ、新市において緊急体制が確立されるまで存続させ、存廃について検討する。 6. 被服等は、新市においてすみやかに新基準服を導入する。	
	丹波市	消防団は、合併時に統合する。	
	京丹後市	1. 消防団 1 消防団に再編する。 2. 分団等の組織 当面現行のとおりとし、新市において新たに作成する消防計画に基づき調整する。 3. 団員 そのまま新市へ引き継ぎ、現員数を基本として定数を定める。 4. 報酬及び出動手当等 現行における6町の支給総額を上回らない範囲内において調整する。	